

支拂ハ居ルニテ、其レト同額迄引上
ル可キ目下、處當店ハ最高、貸銀ヲ支拂
ル居ルニテ、トヲ要求ヲ拒絕シタルニ中
島ハ其ノ説明ニ服シ其ノ債引取ノ帰漢、上
船夫一同ニ會見、願ホテ告ケ要求ノ不當ナ
ルヲ論示シタル處一同之ニ遣ヒ要求撤回ス
ルコト、トヲ聖八日中島傳次郎再ヒ上京ニ
来テ撤回実事解決セリ

大倉蓄産株式會社

(癸丑十二月九日)
解決全

所在 府下南葛飾郡幸島村

本社ハ牛乳ノ搾取販賣ヲ業トシ配達人五十
余名ヲ使役シ居タルガ十一月月上旬会社ハ社

債整理ノ事ヲ務員ニ名テ雇入レ整理ヲ十
日ノ内ニ結算場研並ニ集壇具他ニ三項ニ
涉リ配達人ニ不利ニ変更セラレタルヨリ配
達人等ハ之レニ不満ヲ抱キ平野管城外八名
ハ変更ヲ撤回ス、外三四件ノ要求ヲ附加
シ十二月九日取締役大倉嘉吉ヲ訪問、續シ
タルニ会社ハ從業員ニテ起床時間出奔時
間具ノ他所定ノ社則ヲ遵守スルニ於テハ認
容セザルニ非ズト聲明シタルニ其債引取リ
今日更ニ植松、松原、兩名ハ取締役ヲ訪ヒ要
求ノ全部ヲ即時認容セラレタト申出テ夕
ルヨリ取締役ハ会社ノ意ノ存スル処ヲ諒解
シ得カレタル使用スルニ困難ナリト暗ニ